

家事事件手続規則改正概要

第1 遺産の分割の審判に関する改正

(遺産の分割の審判の申立書の記載事項等・法第191条等)

第102条 遺産の分割の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、遺産の目録を添付しなければならない。

一 共同相続人

二 民法第903条第1項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときはその内容

三 遺産の一部の分割の有無及びこれがあるときはその内容

四 民法第909条の2に規定する遺産の分割前における預貯金債権の行使の有無及びこれがあるときはその内容

(下線部が改正部分である。以下同じ。)

1 改正案の理由及び内容

(1) 一部分割の有無及びその内容(第3号)について

遺産の一部分割に関する明文規定(民法907条1項、2項)が設けられたところ、一部分割が行われた場合、その余の遺産分割に影響を及ぼす可能性があることから、一部分割の有無及び内容を申立書の記載事項として追加することが考えられる。

(2) 遺産の分割前の預貯金債権の行使の有無及びその内容等(第4号)について

民法909条の2が新しく設けられ、各共同相続人が遺産分割前に遺産に属する預貯金債権について一定の範囲で権利行使することができることとされ、権利行使された預貯金債権は、遺産の一部分割により取得したものとみなすこととされた。したがって、この権利行使がされたことはその余の遺産分割に影響を及ぼすことから、権利行使の有無及び内容を申立書の記載事項として追加することが考えられる。

第2 特別の寄与に関する処分の審判・調停に関する改正

第16節の2 特別の寄与に関する審判事件

(特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項・法第216条の2等)

第116条の2 特別の寄与に関する処分の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別の寄与の時期、方法及び程度その他の特別の寄与の実情

二 相続の開始及び相続人を知った年月日

1 改正案の理由及び内容

民法1050条により特別の寄与に関する審判事件が新しく設けられたことから、同事件の申立書の記載事項を定める規則を設けることが考えられる。

- (1) 特別の寄与に関する審判事件については、改正後の家事事件手続法における規定振りと平仄を合わせる形で、現行規則の「第16節 遺言に関する審判事件」の後に、「特別の寄与に関する審判事件」として「第16節の2」を設け、同節に116条の2を設けることが考えられる。
- (2) 申立書の記載事項としては、寄与分を定める処分の審判事件の申立書の記載事項（規則102条2項1号）と同趣旨の事項に加え、申立てに期間制限が定められていること（民法1050条2項ただし書）からその起算点を把握するための事項を定めることが考えられる。

（家事調停の申立て等・法第255条等）

第127条 家事調停の申立てについては第37条から第41条まで及び第47条の規定を、遺産の分割の調停の申立書については第102条第1項の規定を、寄与分を定める処分の調停の申立書については同条第2項の規定を、特別の寄与に関する処分の調停の申立書については第116条の2の規定を、請求すべき按分割合に関する処分の調停の申立書については第120条の規定を準用する。

1 改正案の理由及び内容

特別の寄与に関する調停事件が新しく設けられたことから、同事件の申立書について、審判の申立書の規定を準用する規則を設けることが考えられる。

具体的には、調停の申立書の記載事項を定める127条を一部改正し、特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項を定める規定（新設する116条の2）を準用する旨の規定を設けることが考えられる。

第3 その他の改正

（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第200条）

第104条 第82条の規定は法第200条第1項の規定により選任された財産の管理者及び同条第4項において準用する法第125条第1項の規定により改任された財産の管理者について、第83条の規定は法第200条第4項において準用する法第125条第5項の規定による登記の嘱託について準用する。

1 改正案の理由及び内容

家事事件手続法200条3項の新設に伴い、改正前の200条3項が改正後に200条4項になることに伴う形式的な改正が考えられる。

(参考)

1 民法

(民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)による改正後のもの)

907条(下線部分は改正部分)

- ① 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。
- ② 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

909条の2(新設)

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

1050条(新設)

- ① 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。
- ② 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りでない。

- ③ 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。
- ④ 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- ⑤ 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

2 家事事件手続規則

102条

- ① 遺産の分割の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、遺産の目録を添付しなければならない。
 - 一 共同相続人
 - 二 民法第903条第1項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときはその内容
- ② 寄与分を定める処分の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 寄与の時期、方法及び程度その他の寄与の実情
 - 二 遺産の分割の審判又は調停の申立てがあったときは、当該事件の表示
 - 三 民法第910条に規定する場合にあっては、共同相続人及び相続財産の表示、認知された日並びに既にされた遺産の分割その他の処分の内容

104条

第82条の規定は法第200条第1項の規定により選任された財産の管理者及び同条第3項において準用する法第125条第1項の規定により改任された財産の管理者について、第83条の規定は法第200条第3項において準用する法第125条第5項の規定による登記の嘱託について準用する。

127条

家事調停の申立てについては第37条から第41条まで及び第47条の規定を、遺産の分割の調停の申立書については第102条第1項の規定を、寄与分を定める処分の調停の申立書については同条第2項の規定を、

請求すべき按分割合に関する処分の調停の申立書については第120条の規定を準用する。